

団体登録について

会議室等を使用するには、あらかじめ団体登録が必要です。登録を行うことにより、施設の使用が可能になることその他、当センターで実施する事業の案内や交流会のお知らせ等を優先的に受け取ることができます。ボランティア・市民活動団体として、TOMATO に登録を希望される方は、市民活動支援センターの受付にお申し出ください。登録申請書および必要書類のご案内を致します。

【 登録の要件 】

1. ボランティア活動（※1）、または市民活動（※2）を行う団体であること。
※1. 個人や団体が、他の人々や社会のために自発的、自主的に行う公益的な活動で、個人が個人の為に単発的に行うこともある活動。
※2. 営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを継続的に取り組む活動。
 2. 戸田市内において活動を行うことを目的としていること。
 3. 団体として、中立性及びその品位を損なうおそれのないこと。
 4. 政治活動や宗教活動を行う団体でないこと。
 5. 営利を目的とする活動を行わないこと。
 6. 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱す団体でないこと。
 7. センターの施設及び設備等を損傷し、又は滅失するおそれのないこと。
 8. 戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団並びに暴力団員及び暴力団関係者に該当しないこと。
 9. 社会的信用を失墜するような活動を行う団体でないこと。
 10. 申請内容を偽り、又は誤りを知りながら訂正せずに申請を行わないこと。
- ご不明な点がございましたら、センターにご相談ください。

【 提出書類 】

センター受付に直接提出してください。

- ボランティア・市民活動支援センター登録申請書（PDF：〇〇KB）
- ボランティア・市民活動支援センター登録申請 自己チェックシート（PDF：〇〇KB）
- 会則または定款
- 役員名簿または会員名簿

※郵送、ファックス、E-mail での受付はできません。

※登録審査には日数を要しますので、利用当日の登録もできませんのでご注意ください。